

水福第363号
令和2年5月15日

水俣市内の保育所等を
利用する児童の保護者が勤務する事業所 様

水俣市長 高岡 利治

緊急事態宣言発令に伴う保育施設等の利用自粛について

日頃より、水俣市の保育行政に御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大している状況を受け、4月16日に全国に緊急事態宣言が発出され、外出の自粛が要請されました。

これを受けて本市で保育所・認定こども園等の保育の提供を縮小し、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など、どうしても家庭での保育が困難な方のみお預かりすることといたしました。

事業者の皆様におかれましては、緊急事態宣言期間中の従業員の方の在宅勤務、休暇取得等について、御配慮いただきますようお願いいたします。

保育所・認定こども園等は複数の大人が出入りし、子ども同士が密集しやすい場所です。感染の拡大を防ぐだけでなく、在宅勤務等の促進は従業員のお子様の生命と健康を守ることにもつながります。

この要請は、法的な強制力を有するものではありませんが、爆発的な感染拡大を防ぎ、社会機能を維持していくために何卒御協力をお願いいたします。

※下記の通り縮小実施期間（利用自粛要請期間）を延長しました

□縮小実施期間 令和2年5月15日から5月19日まで

本件に関する問い合わせ先
水俣市福祉課 こども子育て支援室
課長：小形
室次長：石原
担当：山内・竹田
TEL：61-1660